

第4章 豊かで快適な環境の創造

1 身近な緑の保全と創出

市街地における緑化の推進については、「緑の創出」、「緑の保全」、「緑育の推進」の3つの基本方針のもと、住民と一体となった質の高い緑化を目指し、うるおいと安らぎのある緑豊かなまちづくりを積極的に進めています。

(1) 緑化事業の推進

①ながの花と緑 緑育フェスタの開催

緑と市民のふれあいを深め、緑化意識の高揚を図り、緑育を推進するため、ながの花と緑 緑育フェスタを開催しています。

②結婚及び新築記念樹の贈呈

結婚及び住宅を新築した市民に対し、その記念として、また、緑に囲まれたうるおいのある豊かな家庭生活を願って、記念樹を贈呈しています。

③入学記念樹の贈呈

小学校への入学を祝い、樹とともに豊かな心を持ち成長することを願って、また、緑化意識を高めるため記念樹を贈呈しています。

④事業所等緑化補助

「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、一定規模以上の事業所などの新築等を行う場合には、樹木の植栽を義務付けるとともに、条例に基づいて行う樹木の植栽に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

⑤保存樹木等指定

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、市民の樹ともいべき樹木または樹林を保存指定し、その管理費に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

⑥ながの花と緑大賞

優れた花づくりや緑化活動を行う個人や団体・事業所等を「ながの花と緑大賞」により表彰し、花づくりに対する市民意識を高め緑化推進を図ります。

(2) 公園・緑地等の整備

「長野市緑を豊かにする条例」に基づき整備している都市公園は、平成28年度末までに201カ所、290.12haとなっています。これに各地区に設置している遊園地など都市公園に準ずるものを加えると、公園・緑地の総数は717カ所、面積326.67haで、市民一人当たりでは8.59㎡となります。

公園整備に当たっては、都市計画区域を中心に地区ごとの公園配置バランスを考慮し、時代の要請や利用者のニーズに合わせた公園づくりを進めています。

また、都市の自然環境の保全・回復のため、長野の気候・風土に適した郷土樹種を主体に、公園・緑地内の緑化を行い、緑の量と質の向上を図っています。

(3) 緑の維持・管理の推進（公園愛護会・街路樹愛護会の活動奨励制度）

公園・緑地・街路樹等の適正な維持管理を行い、安全で快適な緑化空間を維持するために、市民と連携を図りながら、公園愛護会・街路樹愛護会の設立を促進し、その活動に対して報奨金を交付しています。

2 良好な水辺の形成

(1) 健全な水環境の確保

長野市公害防止条例では、地下水保全と地盤沈下防止の観点から、工場や事業所などの産業活動のために揚水設備により地下水を採取する場合、揚水設備設置の届出と毎年の地下水揚水量の報告を求めています。

平成28年度末現在、揚水設備設置井戸は413本、地下水揚水量は、年間約4,639万 m^3 、日平均約127,087 m^3 でした。

平成28年度は主に農業系の揚水量が増加しました。

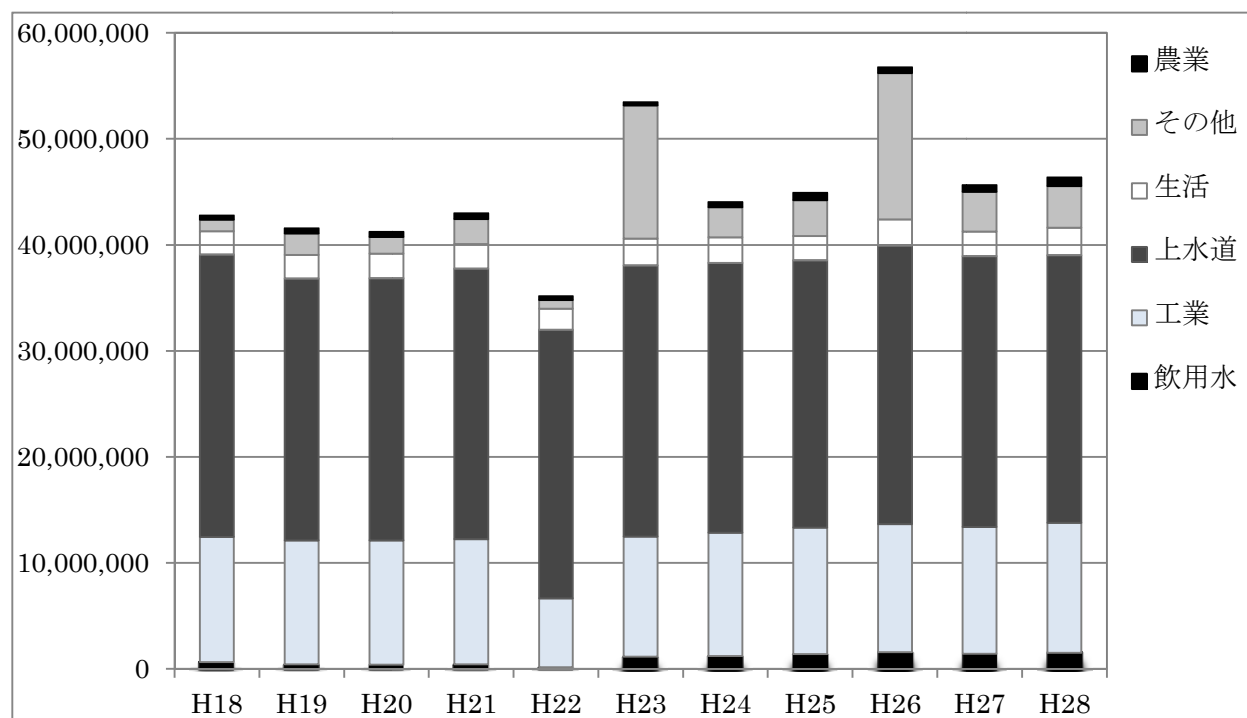
要因としては、夏場の晴天が続き、田畑への供給が増えたことなどが主な要因で、全体で約717千 m^3 増加しました。

揚水設備設置井戸数を目的別で見ると、39%が工業用水として設置されています。また地下水揚水量を用途別に見ると、上水道として56%、工業用水として26%で、採取量全体のおよそ80%を占めています。

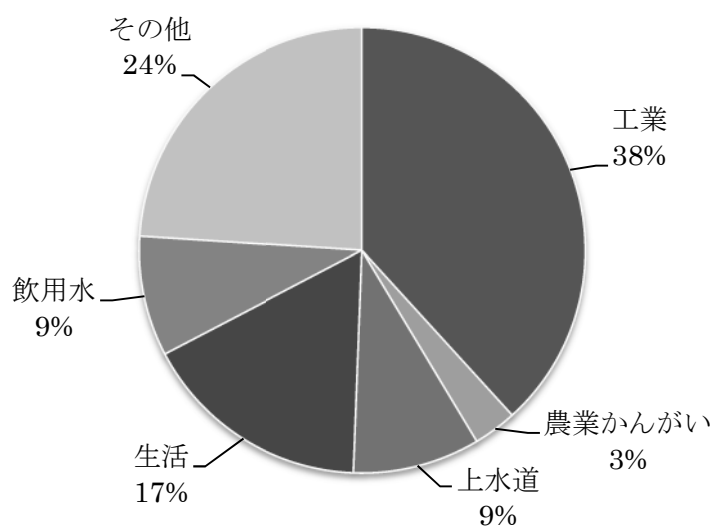
●年度別地下水揚水量

日平均揚水

揚水量
(m^3 /年)



●目的別揚水設備設置割合



●用途別地下水採取量割合

